

健康サポート薬局に係る研修 「健康サポートのための薬剤師対応研修会」(研修会 B) 開催・受講者募集のご案内

千葉県薬剤師会

平成 28 年度に施行された「健康サポート薬局」については、厚生労働大臣が定める基準で規定される「常駐する薬剤師の資質に係る所定の研修」を修了した薬剤師が常駐する必要がある、届出にあたっては所定の研修修了証の提出が必要とされています。

日本薬剤師会・日本薬剤師研修センターの両団体が合同で当該研修を実施することとなり、本会はその協力機関として、下記研修会を開催することといたしました。

受講を希望される方は、別紙申込書に必要事項を記載し、お申込ください。

記

- 1 研修会名 : 研修会B・健康サポートのための薬剤師対応研修会
(主催:千葉県薬剤師会、共催:日本薬剤師会)
- 2 開催日時 : 令和元年11月10日(日)12:30～17:30
(食事は用意致しません。)
- 3 場 所 : 県薬会議室
- 4 定 員 : 100名(先着順)
- 5 締 切 : 令和元年10月15日(火)
- 6 受講料 : 会員は5,000円。会員以外は10,000円。
(受講料の返金は致しかねます。ご注意ください。)
- 7 申込方法 : 別紙参加希望申込書によりFAXにて申込み下さい。

但し、本研修会は、一般の研修会と異なり受講には以下の条件がございますのでご注意ください。なお、既に受講されました方はお断りさせていただきます。

■ 受講対象者について

すでに「健康サポート薬局」である旨を表示し得る業務体制を有する薬局に従事しており、健康サポート薬局の意義や諸規定を理解し、健康サポート薬局として地域住民の健康の保持増進に貢献する意欲のある薬剤師を対象とします。

■ 受講証明書について

研修会を受講し、所定のレポートを提出された方に、当該研修会の「受講証明書」を発行いたします。

■■ 研修会のお知らせ ■■

別紙

研修会B

令和元年 11 月 10 日開催

「健康サポート薬局の申請に係る技能習得型研修」研修会B 参加希望申込書

下記に必要事項をご記入の上、お申し込みください。選択肢には番号に丸を付けてください。
複数の方が申し込まれる場合は、本書を複写してご利用ください。

ふりがな			
お名前			
性別	1 男 ・ 2 女	生年月日	1 昭和・2 平成 年 月 日
会員非会員の別	1 会員 2 非会員	薬剤師登録番号	
薬局において薬剤師として 5 年以上の実務経験 有 ・ 無			
勤務先名			
勤務先所在地	(〒)		
勤務先電話			
連絡先 FAX			
区 分	1 管理薬剤師 2 その他の薬剤師		
勤務薬局の状況 該当するものにす べて丸を付けてくだ さい	<ol style="list-style-type: none"> 1. 現在かかりつけ薬剤師の登録をしている 2. 基準調剤加算を取得している 3. 厚生労働省の掲げる「健康サポート薬局の基準」を満たしている 4. 「健康サポート薬局」の登録をする予定 5. 今後、「健康サポート薬局の基準」を満たす予定 		
※受講の諾否	諾 否		

※は当会にて記入

注意事項

今回の研修会は「健康サポート薬局に係る研修」であり他の研修や認定制度の研修とは異なります。
また、今回の研修会は先着順で募集人数を限定させていただきます。
今回のお申し込み後、上記の受講の諾否欄に○を付けて返送いたします。受講できる方には受講申込書を併せてFAXにてお送りいたしますので、改めて受講料を振り込みの後、お申込み下さい。
また、遅刻、早退した場合は認定されませんが、参加費の返還はありません。

返信先ファックス番号 043 - 248 - 0646

研修の全体像について

「健康サポート薬局である旨の表示を行うにあたり厚生労働大臣が定める基準第三号に規定される常駐する薬剤師の資質に係る研修」の全体像

	研修項目	規定時間数	研修の実施方法
技能習得型 研修 (集合研修)	健康サポート薬局の基本理念	1	研修会A 【健康サポート薬局のための多職種連携研修】 ※今年度は受付終了
	地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応	3	
	薬局利用者の状態把握と対応	4	
知識習得型 研修	地域住民の健康維持・増進	2	日本薬剤師会が e-ラーニングにより 実施(8,000円税別)
	要指導医薬品等概説	8	
	健康食品、食品	2	
	禁煙支援	2	
	認知症対策	1	
	感染対策	2	
	衛生用品、介護用品等	1	
	薬物乱用防止	1	
	公衆衛生	1	
	地域包括ケアシステムにおける先進的な取組事例	1	
	コミュニケーション力の向上	1	
合計 30 時間			

受講証明書、研修修了証の発行について

研修会を受講された方には、各研修会について「受講証明書」を千葉県薬剤師会から発行いたします。e-ラーニングについては、22時間分の教材の受講を完了した方に、e-ラーニング研修の受講証明書が日本薬剤師会から発行されます。

研修会2つ、e-ラーニング1つ、合計3つの「受講証明書」を取得され、かつ5年以上の薬局での実務経験を有する方には、研修実施機関である日本薬剤師会・日本薬剤師研修センターから、「研修修了証」が発行されます。(発行には、申請手続きと申請料5,000円税別が必要です。)

「健康サポート薬局」の届出を行う際には、「研修修了証」を、他の必要書類とあわせて届出先に提出してください。